

警戒レベル移行に伴うスポーツ少年団活動について

今般、警戒レベル移行に伴う活動の対応については、「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改正版)」に基づく全県の警戒レベルが、「2」から「1」に引き下げられることとなりました。

つきましては、警戒レベルの移行に伴い、改めて、5月28日(土)以降のスポーツ少年団活動につきましては、下記内容の通りとなりますので、よろしくお取り計らいください。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

○5月28日(土)から6月10日(金)までの少年団活動については、国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じ、指導者または責任者立ち合いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を継続する。

○対外試合等、他団体との交流は県内外を問わず感染防止対策を徹底した上で、活動を継続する。

○**宿泊を伴う活動は、県内外を問わず、感染防止対策を徹底した上で、実施を可とする。**

なお、宿泊を伴う活動については、宿泊をすることが、真に必要なかどうかを、団として慎重に判断するとともに、実施する場合は、団員及び保護者の同意を得ること。

令和4年 5 月 27 日
群馬県スポーツ少年団
本部長 松本 博崇